

## 令和4年度第1回混合廃棄物分科会 議事録

日時：令和4年5月26日(木) 15時～17時

場所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室

(ZoomによるWeb会議とのハイブリッド開催)

出席：<分科会員> 文盛厚(座長)、葛西正敏(副座長)、新井吉樹、伊勢文雄、  
犬飼健人、柏原宏人、田中公治、谷田政行、東條智之、富山盛貴、松原泰男、  
吉野誠一

<事務局> 森谷賢、香川智紀、日浦朋子

### 【配布資料】

次第

資料1 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する追加の意見(令和3年7月)

資料2 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討への対応について 概要メモ

参考資料1 建設リサイクルに係る意見について(平成19年6月27日)(連合会)

参考資料2 建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書(石膏ボード  
の特定建設資材への追加等)(平成29年9月25日)(連合会)

[https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20170925_01.pdf)

[content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand\\_20170925\\_01.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20170925_01.pdf)

参考資料3 令和2年度第1回混合廃棄物分科会議事録(前回議事録)

追加資料1 建設廃棄物組成分析結果(伊勢氏提供：分科会員限り)

追加資料2 原料供給証明書(文座長提供：分科会員限り)

### 【議事】

#### 1. 開会

#### 2. 連合会挨拶

森谷専務理事が次のとおり挨拶した。

後ほど事務局から報告する予定であるが、国土交通省は盛土規制法、環境省はプラ新法の対応に追われていたため、建設リサイクル法の見直しは遅れがちである。

#### 3. 座長挨拶

文座長が次のとおり挨拶した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3年ぶりのリアル会議(ZOOMによるWeb会議とのハイブリッド)の開催である。

先程の専務の話のとおり、環境省と国土交通省は、建設リサイクル法の見直しは先送

りの印象である。

新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻の影響による色々な物価の高騰等、大変な状況である。

コロナ禍の前から石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材に指定して欲しいとの要望が処理業者から寄せられたのを受け、分科会では要望実現に向けた活動を進めてきたが、本日の資料にあるとおり、なかなか先に進んでいない。

業界内には未だ不適正処理をする者があり、静岡県内で発生した土石流問題は、土以外の物が混入していたと思っている。土石流により死者も出る事故となってしまった。これを切っ掛けとして、不適正処理は正されていって欲しい。

京都協会で39歳の時に会長となり、今年で約24年となる。昨年6月で会長を後進に譲り現在は京都協会の顧問役となった。来月6月17日の連合会定時総会で連合会理事を退任する予定である。これにより混合廃棄物分科会の座長も退任する。今後は、座長は東條氏、副座長は引き続き葛西氏の体制で、活動を進めていって貰いたい。混合廃棄物分科会の座長は降りるが、京都協会の顧問の立場で、引き続き協力はしていきたい。

本日のメインの議題は、石膏ボードの特定建設資材への指定である。再度議論を深めたい。もう一点、木くずについて議題提供をしたい。本内容は19年前に本分科会で議論した木くずのA～Dチップの基準に関連することである。

本日は2時間と短い会議であるが、できるだけ実りあるものとなるよう、よろしくお願ひする。

#### 4. 報告

##### (1) 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討への対応について

(資料1～2、参考資料1～2)

資料1と資料2について、事務局が次のとおり報告した。

検討のきっかけは令和2年度第1回混合廃棄物分科会議事録のとおりである。

前回の分科会での議論を踏まえ、事務局にて建設リサイクル法への追加意見・分科会案を取りまとめ、葛西副座長に確認をいただいた。

その後、建設廃棄物部会運営委員会（令和3年7月12日開催）において、追加意見・分科会案は修正なく資料1のとおり承認され、環境省と国土交通省に提出することが決定した。コロナ感染症が落ち着いてきたこともあり、事務局にて資料1を国土交通省に持参して説明した。その際の概要は資料2のとおりであり、国土交通省から、国の建設リサイクル法の見直しは進んでいない状況であるとの説明を受けた。

森谷専務理事が、環境省に選別許可の法解釈の検討について確認したところ、環境省として検討は進めているとの回答であった旨を報告した。

## 5. 議題

### (1) 混合廃棄物分科会の今後の運営について

今後も引き続き、石膏ボードの特定建設資材への追加を主なテーマとして活動していくことを確認した。

その後、文座長から以下の発言があった。

石膏ボードは破碎等の中間処理(廃掃法で定義される中間処理)をせず選別のみ行い、再資源化移設に搬入している。この選別行為の法的な位置づけ・解釈に係る国の検討が進んでいないのであれば、何が懸念されるのか、それを解決するにはどのようにすれば良いのか、当業界から具体的な提案をしていくべきである。

文座長が出席者に意見を求めた。主な意見・提案は以下のとおり。

富山分科会員：資料2によれば、国土交通省の見解では、中間処理における選別の許可の解釈の検討が進んでいないとのことである。石膏ボードのリサイクルを進めるのであれば、選別の許可の解釈等を国に十分に検討していただきたい。何らかの条件をつけるとしても、前向きなリサイクルをするための回答を出して貰いたい。国土交通省も環境省も中間処理施設で破碎をしていない現状を暗黙の了解をしている。それを法的に位置づける話である。石膏ボードの再資源化施設はボード to ボードへのリサイクルが主体である。リサイクルにあたって、破碎をしているところは無い。破碎せず選別のみをすることについて、中間処理として認めるか、認めないかとの問題である。国土交通省と環境省は何を懸念しているのか。何故駄目なのか。どのようにしたら、それを解決できるのか、聞いてみたい。

文座長：選別の許可を単に認めた場合、手選別の許可のみで業を営むことが可能となる。国はそれを懸念しているのではないか。それをどのように止めたら良いのか。実態がそうなっているとの説明だけではなく、懸念される事項と、その解決に向けた提案をしていきたい。

富山分科会員：選別しか今は方法が無い。選別の手順や基準を明確にして、国に提示するしか無いのでは。

松原分科会員：選別の許可である必要はない。選別だけを特別視せず、処理の流れで認めて貰う。選別行為を中間処理施設で行って良いとお墨付きが貰えれば良い。廃石膏ボードに限り、再資源化施設に搬入されることが確実であれば、破碎しなくて良い(中間処理行為を行わなくて良い)といったことが許可証の上で確認できるようにする。条件として、受入量は中間処理能力の範囲とする等が考えられる。中間処理施設は、全て中間処理しなければならないとの考えから、一定条件の下で、ある程度融通が利く

考えを整理していく。

葛西副座長：破碎・選別などの中間処理に付随する許可ではなく、選別単独で許可を出して貰いたい。実際に一部自治体では単特で許可が出ている。環境省が選別の許可をもとに、不適正行為が行われるのを心配するのであれば、工学的破碎処理ができる施設、機械的選別処理ができる施設を備え、リサイクルできない廃棄物があれば、適切な中間処理ができる施設を備えたところに限る。加えて適正処理の担保として、選別後は再資源化施設に搬入することを契約書等で示す。これらの条件設定をしてその条件が整った施設に、石膏ボードの選別許可を出す。

伊勢分科会員：廃石膏ボードの「再資源化をするための施設」について、選別行為をする施設を指定して再資源化施設とセットで認めて貰う（セット認定）。指定の条件として、少なくとも廃掃法のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの許可を保有していること。加えて、手選別は何人体制で行い、どの程度の時間でどの程度の量の選別ができるかといった選別の定義を明確に定めて条件とする。それを裏付けする情報は公開して、何らかの不適正行為があれば取り締まる。本セット指定については、廃掃法の許可の話では無いので、国土交通省に相談をしていく。廃掃法の選別の許可は無くとも、建設リサイクル法で指定の枠組みを作り、その枠組みでしっかり処理ができれば良い。

富山分科会員：選別の許可については、議論を進めて行くべきである。条件設定をすれば、危惧される事項を払拭できる方法はあると思う。最初から選別許可を諦めるのではなく、方法や手順や基準等の条件設定をした上で選別の許可を出して貰うことについて、国と話をしていくべきである。石膏ボードに限らず、全国的にみれば、選別単特で許可を出している自治体もある。色々な考え方を提案して議論をしていくべきである。なお、資料 2 によれば、国土交通省は、石膏ボードの検討の区切りがつかない限り、建設リサイクル法の見直しには着手できないとある。建設リサイクル法の見直しは、いつ頃から始まるのかスケジュールが見えないと感じる。

各人は、別の案や追加の意見があれば、事務局まで提出することとなった。

出された案を事務局が整理した上で、環境省および国土交通省と、新旧座長（現座長文氏、次期座長候補東條氏）、葛西副座長が意見交換をする場を設ける方向となった。

環境省は人事異動の時期であるため、新たなご担当者が着任する 7 月を目処に、本意見交換の場について環境省と国土交通省に申し入れることとなった。

(2) 建設廃棄物を取り巻く現状と課題について（自由な意見交換）

<建設廃棄物の組成分析について>

伊勢分科会員：建設廃棄物協同組合は国土交通省からの委託を受けて、昨年11月に、10年ぶりに事務所・マンション等の新築現場から出る混合廃棄物の組成を分析した。分析は3工場に分けて実施した。加えて、廃プラの中に塩素が入っているか否かも調べた。傾向からすると、10年前に比べて、廃プラが10%増えている。

一般社団法人日本建設業連合会（日建連）は、廃プラのマテリアルリサイクル、CO2削減をテーマとして掲げており、国からも、今後はどのように建設廃棄物の廃プラに対応していくのか問われている。このため日建連からの要請で廃プラだけの分析も実施した。新築系の分別した廃プラ、混合された廃プラを合わせて、組成とリサイクル先を分析した。

松原分科会員：廃プラは樹脂の種類が多く、マテリアルリサイクルが難しいとの先入観がある。新築のビルから出る廃プラに限った場合、3種類の樹脂で全体の90%を占めることが分かった。一番多いのがポリエチレンで40%近く、ポリプロピレンとポリ塩化ビニルがそれぞれ25%程度である。今後はこの3種類についての対策を検討していけば良いことが明らかになったことが大きな成果である。リサイクルが難しいと思っていたが、単体でみると、思っていたよりはリサイクルされていたという実態も分かった。

建設系廃棄物は、現場で汚れてしまう問題がある。あまり汚れたプラはマテリアルリサイクルに回らない。①排出の現場では、どうやって汚さずに、単一の素材として排出するか。②中間処理施設では、いかに他の廃棄物と混ぜず汚さずに次の工程に持って行くか。マテリアルリサイクルのためには、この二つが課題であることが浮き彫りとなった。投資が必要ではなく、他の物と混ぜない、汚さないことができれば、マテリアルリサイクルは進むと考えられる。

一番の問題は、排出現場で、いかに汚さずに、単一の材質に分けるか。建設現場から出るどのような製品にプラが利用され、樹脂の種類は何か、まずはその把握から、建設業界と一緒に検討を進めたい。建設現場の各職種に応じた分別マニュアルを研究していきたい。

<木質チップの原料供給証明書について>

文座長：先月、ボード製造会社から原料供給証明書の提出を求められた。本証明書には「なお、建築解体木材の場合には、防腐・防蟻・防虫処理（CCA処理木材）が施された材を建設リサイクル法に基づき分別・排除して納入します。」との文言がある。このような証明書提出を求められたのは初めてなので、今後はCCA処理木材が問題となっていくのかと思い資料提供した。

当社では中間処理施設に搬入された木材からCCA処理された木材を排除すること

はできないため、解体現場で CCA 処理された木材を分けて貰う必要がある。

以下は参考情報である。

平成 14 年に建設リサイクル広報推進会議において「建設発生木材勉強会活動報告書」がとりまとめられた。これは、国土交通省が中心となって、建設発生木材をどのようにリサイクルしていくか、ということの研究するための勉強会で、私（文座長）も参加した。勉強会では、木材チップのリサイクル促進の観点から、A チップから D チップまでの品質基準を定めた。

本勉強会では、防腐・防蟻・防虫処理された CCA 処理木材が、リサイクルに及ぼす影響について意見が出された。しかしながら、量が多くない等のことから、大きな問題とはならないだろうとして議論の対象から外れた。

井上分科会員：CCA の健康被害は殆ど報告されていないので使用は問題無いが、塩素が多いことやクロム等の無機溶剤を入れているために、燃やすと機器が傷むことから禁忌品となっている。かねてから、国の指針では CCA は排除することが示されていると認識している。CCA が塗布されているか否かを判別する試薬がある。呈色試薬による判別は CCA 処理木材分別の方法として推奨されている。

柏原分科会員：インターネットで調べたところ、建設副産物リサイクル広報推進会議が策定している「木造建築物の分別解体の手引き」において、木材チップの品質を担保するために、CCA 処理木材は他の木材と明確に分別する旨の記載がある。しかしながら、解体手順についての指針であり、産廃中間処理施設に搬入される前の問題ではないか。

東條分科会員：当社では供給先から口頭では CCA は排除するよう言われているが、今日現在では書類の提示までは求められていない。

本件について、文座長は、本証明書の提出を求めてきた会社に、本証明書の意図などを直接確認することとなった。

<石膏ボードの処理について>

田中分科会員：関西地域の最終処分場は廃石膏ボードの受入に消極的である。4m<sup>3</sup> 以上だと受入拒否をされる場合もある。全国的にはどうなのか。量が多いと、最終処分場の水の管理が難しいと言われる。

吉野分科会員：福岡では、量の規制はない。

伊勢分科会員：排水管が詰まると聞いている。スケールが着くため、下層部には埋め立て

ず、上層部に埋め立てると聞いている。

事務局香川：最終処分部会で聞いたところでは、石膏ボード中のカルシウムが集水管、廃水処理施設の配管やプロペラ等にスケールとして付着して目詰まりを起こす。取り除くのが難しく、交換を要する場合もあるので、カルシウムを含むものは、できるだけ埋め立てたくない最終処分業者は多い。水処理に負荷がかかるものは、受入はするものの、埋立処理料金を差別化する例もある。

<セメント瓦の処理について>

谷田分科会員：石綿障害予防規則が改正され、2022年4月1日着工の工事から石綿の使用の有無の「事前調査結果の報告」が義務化された。石綿の使用の有無については、セメント瓦も調査をする必要があるのか。セメント瓦は石綿含有産業廃棄物として安定型埋め立てされているのか。弊社はこれまでは、コンクリートとして破砕処理をしていた。解体現場から中間処理施設に直送される場合には、解体業者が特定されるので、事前調査を求めることはできるが、瓦業者が色々な現場の瓦をまとめて中間処理施設に搬入された場合は、それら全ての瓦の石綿の使用の有無の調査は難しい。外壁材はともかく、瓦の調査まではされていないのが実態である。調査をせずに、全て石綿が含有しているとみなして処理はできないのか。

東條分科会員：建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について石綿含有の事前調査をすることが法で定められている。排出事業者（施主）に調査費用を負担していただくことで、適正な処理ができるのではないか。

（事務局注；会議後事務局にて調べたところ、一部の古いセメント瓦の中には、断熱性や耐久性の向上を目的として石綿入りの製品があるそうです。なお解体等に当たっては、石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要です。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000912792.pdf>

<石綿含有産業廃棄物の処理について>

伊勢分科会員：ゼネコンから石綿含有建材であるダクトパッキン（レベル2に該当）の処理について問い合わせがあった、①ある県では、マニフェストは石綿含有産業廃棄物の混廃とするよう指導された。②別の県では、委託契約書において、石綿含有産業廃棄物（混合廃棄物・廃石膏ボード）、石綿含有産業廃棄物（混合廃棄物・養生シート）の品目とし、マニフェストは、石綿含有産業廃棄物有（混廃）で交付するよう指導されたとのことである。

混合廃棄物とするのは不適當ではないか。マニフェストは、石綿含有産業廃棄物の

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずと記載して、養生シートは廃プラスチック類として、その内容（廃棄物の種類）を記載するべきである。

石綿含有産業廃棄物は、排出現場から最終処分場へ直送か積替え保管を経由するしか処理方法は無く、中間処理はできない。このため、 Manifesto は品目を分けて、石綿含有産業廃棄物と廃プラスチック類の 2 種類を記載するべきである。このような石綿含有産業廃棄物とその他の廃棄物が一体となった廃棄物の Manifesto の記載方法については、環境省に統一した見解を示して貰いたい。全国の状況を調べてみてはどうか。

石綿含有産業廃棄物に付着している物の種類によって、安定型埋立か、管理型埋立となる。石綿含有産業廃棄物（混廃）というのは違うのではないか。

柏原分科会員：全て石綿含有産業廃棄物として扱う混合廃棄物との意味では無いのか。

東條分科会員：法的には石綿含有産業廃棄物は単体で排出されることが前提であるが、実態はそれに金属類が付着している。その他の物と一体となった石綿含有産業廃棄物の Manifesto の記載方法は、全国的に統一したら良いと思う。

(3) その他  
特になし。

6. その他  
特になし。

7. 閉会  
以上で閉会した。